

第61回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

【事業報告】

会社役員に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための
体制の整備及び運用に関する事項

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書表
連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書表
個別注記表

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

NCD株式会社

会社役員に関する事項

・責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員及び重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

・社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	宮 田 晴 雄	当事業年度に開催した取締役会（14回のうち13回に出席）やその他重要会議に出席し、主に経営者としての豊富な経験を基に、助言・提言を行っております。
社外取締役	小 山 俊 也	2025年6月の就任後に開催した取締役会（11回のうち11回に出席）やその他重要会議に出席し、主に経営者としての豊富な経験を基に、助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中 山 かつお	当事業年度に開催した取締役会（14回のうち14回に出席）、及び監査等委員会（12回のうち12回に出席）やその他重要会議に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	奥 野 滋	当事業年度に開催した取締役会（14回のうち14回に出席）、及び監査等委員会（12回のうち12回に出席）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	安 岡 正 晃	当事業年度に開催した取締役会（14回のうち14回に出席）、2025年6月の監査等委員就任後に開催した監査等委員会（9回のうち9回に出席）に出席し、主に経営者としての豊富な経験を基に、助言・提言を行っております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額は、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に関する事項

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制、及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容

[内部統制システムについて]

1. 内部統制システム構築に関する基本方針

- (1) 当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令の遵守、損失の危機管理および適正かつ効率的な事業運営を目的に各種対策を講じる。
- (2) 取締役会は、内部統制システムの整備・運用のため、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会および内部統制委員会を設置し、規程・体制等の整備を行うとともに、内部統制システムの有効性を評価した上で、必要な改善を実施する。

2. 内部統制システムに関する体制の整備

(1) 取締役および社員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループ（当社およびその子会社からなる企業集団をいう）は、企業倫理の確立ならびに取締役および社員による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的に「NCDグループ行動規範」を制定し、その周知徹底を図る。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス推進、コンプライアンス実施状況等を管理するとともに、これらの活動が適切に報告される体制を構築する。
- ③ 内部通報制度を整備するとともにその利用を促進し、当社グループにおけるコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- ④ 内部監査室は、各部門の日常的な活動状況について、法令や社内規程の遵守に関して計画的な監査を実施し、代表取締役社長および監査等委員に報告する。
- ⑤ 当社グループの重要な情報について、開示すべき情報を網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 取締役の職務の執行に係る重要な文書および情報（議事録、決裁関係書類、契約書、会計・財務関係書類等）は、文書および情報の管理に関する社内規程に基づき、所管部署において適切な管理を行う。
 - ② 取締役から、当該文書および情報の閲覧の要求があった場合は、速やかに提出する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 事業上発生しうる損失の危険（以下「リスク」という）に備えるため、当社グループのリスク管理体制に関する基本事項を定めたリスク管理規程を制定する。
 - ② リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスクを適切に管理するとともに、これらの活動が適切に報告される体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、組織の構成と各組織の役割を定めた、組織規程と職務権限規程を制定する。
 - ② 取締役会規程を定め、取締役会において経営に関する重要事項について決定を行うとともに、職務の執行状況について報告する。
 - ③ 取締役会は、執行役員を任命し執行役員に対して権限委譲を行うことで、事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する。また、執行役員会で執行役員より職務執行に関する報告を受ける。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社に対し取締役の派遣や「NCDグループ行動規範」に基づいた業務遂行の情報共有を行うとともに、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
 - ② 当社は、当社グループ各社の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を、会社毎に実施させる。
 - ③ 子会社の取締役は、当社が開催する執行役員会、あるいは必要に応じて取締役会に出席し、当該子会社の経営活動について報告する。
 - ④ 当社は、子会社の経営内容を把握し、不正・誤謬の発生を防止するため、グループ会社経営管理規程を制定し適切な管理を行う。

- (6) 監査等委員の職務を補助すべき社員に関する事項およびその社員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査等委員がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、監査等委員と協議のうえ、監査等委員を補助する社員を指名するものとする。
 - ② 指名された社員の指揮権は、補助すべき業務を遂行する期間において監査等委員に移譲されたものとし、当該業務遂行中は他の指揮命令を受けないものとする。
 - ③ 当該社員の人事異動、評価等については監査等委員の意見を尊重し対処するものとする。
- (7) 取締役および社員が監査等委員に報告するための体制および監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、執行役員会や取締役会に出席し、さまざまな報告を求めることができる。
 - ② 取締役および社員は、監査等委員から業務執行等に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに当該事項の報告を行う。
 - ③ 当社は、当社グループ各社の取締役、監査役または社員が、当社グループ各社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールに違反、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員に報告を行う体制を整備する。
 - ④ 当社は、当社グループ各社において、上記③の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
 - ⑤ 当社は、監査等委員の職務の執行に係る費用等について、当社が監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを支払う。
- (8) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する規程を制定する。
 - ② 内部統制委員会を設置し、当社グループの財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築する。

〔反社会的勢力排除について〕

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全を阻害するおそれのある、あらゆる団体・個人との関係を一切持たない。また、このような団体・個人から接触を受けたときは、速やかに警察等のしかるべき機関に通報するとともに、暴力的あるいは不当な要求に対しては、弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備

- (1) 「NCDグループ行動規範」に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との関係は一切遮断する旨を明記し、すべての役員、使用人に対し啓蒙活動を行い、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、当社の事業活動から反社会的勢力を排除する。
- (2) 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しており、当団体や株主名簿管理人等から反社会的勢力関連の諸情報を収集し、不測の事態に備え、常に最新の動向を把握するよう努める。
- (3) これらの反社会的勢力に対する対応は、総務部が統括し、必要に応じ弁護士や警察等外部機関と連携し、対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記「(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容」に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その内容に基づき、以下の具体的な取組みを行っております。

1. 「NCDグループ行動規範」の要旨を当社ホームページに掲載するとともに、全文を掲載したコンプライアンスハンドブック及び携帯用カードをグループ各社の全従業員へ配布して、周知徹底を図っております。
2. コンプライアンス委員会を4回開催し、当社および各グループ会社におけるコンプライアンス違反防止諸施策の推進を図っております。
3. テーマ別コンプライアンス研修を4回開催したことに加え、新入社員研修や階層別研修、コンプライアンス強化月間の設定・周知等、定期的かつ機動的なコンプライアンス教育

- や総点検を実施し、コンプライアンスに対する意識醸成および向上に努めております。
4. コンプライアンス相談窓口として、当社グループ社員が匿名で直接通報できるホットラインを社内外に設け、問題の早期発見と改善措置に努めております。
 5. 当社グループにおいて発生が懸念されるリスクや事象を類型別にまとめ、リスク管理委員会を2回開催しました。同委員会においてリスク管理施策の決定を行い、リスク発生の未然防止と適切な管理に努めております。また、リスクマネジメントに関わる研修を4回実施し、社員のリスク管理意識の向上に努めています。
 6. 内部監査室は、当期の内部監査方針および基本計画書に基づき、当社およびグループ各社の業務執行に関する内部監査を実施しております。
 7. 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会を4回開催しました。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	438,750	1,019,556	6,365,152	△ 229,315	7,594,142
当期変動額					
剰余金の配当			△793,475		△793,475
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,861,413		1,861,413
自己株式の取得				△295,892	△295,892
自己株式の消却		△199,565		199,565	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	△199,565	1,067,938	△96,327	772,045
当期末残高	438,750	819,991	7,433,090	△325,643	8,366,188

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	117,949	8,255	65,346	191,551	68,343	7,854,038
当期変動額						
剰余金の配当						△793,475
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,861,413
自己株式の取得						△295,892
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,187	3,526	△95,961	△91,248	14,889	△76,358
当期変動額合計	1,187	3,526	△95,961	△91,248	14,889	695,686
当期末残高	119,136	11,782	△30,615	100,303	83,232	8,549,724

連結注記表

<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

6社

連結子会社の名称

NCDテクノロジー株式会社

NCDソリューションズ株式会社

天津恩馳徳情報系統開発有限公司

NCDプロス株式会社

NCDエスト株式会社

株式会社ジャパンコンピューターサービス

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、天津恩馳徳情報系統開発有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び製品

主に総平均法

仕掛品
個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～34年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

④ 株式報酬引当金

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度による当社株式の交付に備えるため、株式報酬規程に基づき、株式の支給見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

過去勤務費用については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、各製品・サービスにおける約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1年内に支払いを受けております。

イ. IT関連事業（システム開発事業、サポート&サービス事業）

システム開発契約においては、主に顧客との契約に基づき、ソフトウェアの受注制作及びシステム開発・導入支援を行っております。

一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約では、作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短期であり、金額に重要性がない場合は、顧客の検収時点において収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。

また、継続して役務の提供を行うサービス契約は、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を収益として認識しています。

ロ. パーキングシステム事業

パーキングシステム事業においては、主として駐輪場関連機器の販売及び駐輪場施設の管理・運営受託を行っております。

駐輪場関連機器の販売においては、顧客の検収時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

駐輪場施設の管理・運営にかかる駐輪場利用料並びに管理受託料は、顧客の利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。また、駐輪場施設の管理・運営受託の一部において、顧客に支払われる対価及び変動対価を、売上高から控除しております。

- ② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、3年間の均等償却を行っております。

<会計上の見積りに関する注記>

固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,351,391千円
減損損失	13,604千円 (パーキングシステム事業13,604千円)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、パーキングシステム部門を除き管理会計上の事業区分に基づく事業部門単位をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、パーキングシステム部門においては各駐輪場施設単位としております。また、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の資産を最小単位としております。

減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額とを比較し、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を下回り、減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当社グループは、本社費用の配賦を含めた営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなるなど、減損の兆候がある固定資産に対する減損損失の認識及び測定を行うにあたり、その資産グループにおける回収可能価額を正味売却価額又は使用価値により算定しております。

② 主要な仮定

パーキングシステム事業の将来キャッシュ・フローの見積りについては、主として経営者により承認された事業計画の前提となった数値を基礎とし、過去実績等を考慮して算出しております。これらの主要な仮定は、将来見込損益の基礎となる資産グループごとの売上高の成長率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローについては、将来の不透明な経済状況や外部環境の変化などの影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<連結貸借対照表に関する注記>

有形固定資産の減価償却累計額

1,639,008千円

<連結損益計算書に関する注記>

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：千円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
東京都 他	駐輪場 (4件)	リース資産	7,858
		工具、器具及び備品	4,003
		未経過リース料	1,742
合計			13,604

当社グループは、管理会計上の事業区分に基づく事業部門単位をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、パーキングシステム部門においては各駐輪場施設単位としております。

事業用資産については、当初に想定した収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (13,604千円) として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8.82%で割引いて算定しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

8,300,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 額 総	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	302,665千円	37円00銭	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	490,809千円	60円00銭	2025年9月30日	2025年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配 当 の 資 原	配 当 金 の 額 総	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2026年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	485,286千円	60円00銭	2026年3月31日	2026年6月26日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達につきましては主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

リース債権及びリース投資資産は主に転リース契約に係るものであり、転リース先の信用リスクに晒されています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達、リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、信用調査等に基づく取引先ごとの与信限度額を設定のうえ、個別営業債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社につきましても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券である株式について、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することにより、市場リスクを管理しております。

また、変動金利の借入金は、主に短期的な資金調達手段として利用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金について、月次に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変更することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 売掛金	4,226,205	4,225,987	△217
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	207,798	207,798	-
(3) リース債権及びリース投資資産	327	326	△1
資 産 計	4,434,331	4,434,112	△218
リース債務	553,600	545,688	△7,912
負 債 計	553,600	545,688	△7,912

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	200

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券	207,798	-	-	207,798
資 産 計	207,798	-	-	207,798

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
売掛金	-	4,225,987	-	4,225,987
リース債権及びリース投資資産	-	326	-	326
資 産 計	-	4,226,314	-	4,226,314
リース債務	-	545,688	-	545,688
負 債 計	-	545,688	-	545,688

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金の一部は分割で回収されるため、売掛金の回収の期間に基づく区分ごとに、地方債金利情報を参照し算定しております。

投資有価証券

この時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から

提示された価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産、並びにリース債務

これらの時価については、リース料債権ごとに将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

<収益認識に関する注記>

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	システム開発事業	サポート&サービス事業	パーキングシステム事業	計		
顧客との契約から生じる収益	12,729,259	9,961,364	8,109,695	30,800,319	48,322	30,848,641
その他の収益	-	-	18,752	18,752	-	18,752
外部顧客への売上高	12,729,259	9,961,364	8,128,447	30,819,071	48,322	30,867,394

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(注記事項) 4.会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	4,068,967	4,227,329
契約資産	26,898	284,831
契約負債	278,638	402,865

契約資産は、主に請負契約等によるシステム開発において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求の売上債権であります。

契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振替えられます。

契約負債は、主に、請負契約及び保守サービス契約等における顧客からの前受金であり収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、241,128千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が257,933千円増加した主な理由は、発生原価に基づくインプット法の適用を受ける契約の増加によるものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり純資産額	1,046円78銭
2. 1株当たり当期純利益	227円73銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

1. 自己株式の取得

当社は、2026年2月6日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第39条の規定に基づく自己株式取得について決議し、下記のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

更なる資本効率の向上と株主還元の実現を図り、機動的な資本政策の遂行を可能にするため自己株式の取得を行うものです。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得対象株式の種類：当社普通株式
- ② 取得し得る株式の総数：160,000株（上限）
（発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.95%)
- ③ 株式の取得価額の総額：500,000,000円（上限）
- ④ 取得期間：2026年2月9日～2026年4月30日
- ⑤ 取得方法：東京証券取引所における市場買付

(3) 自己株式の取得の状況

上記市場買付けによる取得の結果、2026年2月9日から2026年4月30日までに当社普通株式160,000株（取得価額480,177,700円）を取得しました。

なお、当該決議に基づく自己株式の取得につきましては、2026年4月30日をもって終了しております。

2. 自己株式の消却

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却

することを決議いたしました。

- (1) 消却する株式の種類：当社普通株式
- (2) 消却する株式の数：160,000株
(消却前の発行済株式総数に対する割合 1.92%)
- (3) 消却予定日：2026年5月29日

3. 当社の従業員に対する株式付与E S O Pの導入及び自己株式の処分

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、当社並びに当社グループ会社のうち一定の要件を満たす管理職である従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象とした従業員向けインセンティブ・プラン（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、本制度の導入に伴い、同日開催の取締役会において、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

(1) 本制度導入の目的

- ① 当社は、当社グループの中長期的な業績の向上および企業価値の増大に向け、株主の皆さまと価値を共有することで、対象従業員の貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、人的資本経営の一環として、本制度を導入いたします。
- ② 本制度では、株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。
従業員向けインセンティブ・プランとしてE S O P信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する対象従業員に交付及び給付（以下「交付等」といいます。）するものです。
- ③ 本制度の導入により、対象従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、対象従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。
また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、対象従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

(2) 本制度の仕組み

- ① 当社及び当社グループ会社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、グループ会社から拠出を受ける金銭を併せて信託し、受益者要件を充足する対象従業員を受益者とするE S O P信託を設定します。
- ③ E S O P信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ E S O P信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主として

の権利の行使に対する指図を行い、E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

- ⑥ 信託期間中、株式交付規程に従い、3年間を対象期間とした中期経営計画で掲げる業績目標の達成度に応じて、対象従業員に一定のポイントが付与されます。また、一定の要件を充足する対象従業員は、原則として3年間の対象期間終了後に、当該ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイントに相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、E S O P 信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑦ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな制度としてE S O P 信託を継続利用するか、E S O P 信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧ E S O P 信託終了時の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の合計額（以下「信託留保金」という。）の範囲内で当社に帰属します。また、信託留保金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、E S O P 信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、E S O P 信託に追加で金銭を信託することがあります。

(3) 信託契約の内容（予定）

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 当社及び当社グループ会社の従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 当社及び当社グループ会社の従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2026年6月1日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2026年6月1日～2029年7月31日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2026年7月1日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 取得株式の総額 | 147百万円 |
| ⑬ 株式の取得方法 | 当社（自己株式処分）から取得 |

(4) 本自己株式処分の概要

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 処分期日 | 2026年6月4日 |
| ② 処分株式の種類および数 | 普通株式61,400株 |
| ③ 処分価額 | 1株につき金2,410円 |
| ④ 処分総額 | 147,974,000円 |

- ⑤ 処分予定先 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）
⑥ その他 本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(5) 本自己株式処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の仕組みとして採用するE S O P信託の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する本信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（E S O P信託口）に対し、従業員向けインセンティブ・プランとしての自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は、2026年3月31日の発行済株式総数8,300,000株に対し0.74%（小数点第3位を四捨五入、2026年3月31日現在の総議決権個数80,806個に対する割合0.76%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(6) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年5月14日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における終値である2,410円としております。当該価格を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(7) 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	438,750	903,593	115,962	1,019,556	59,000	1,000,000	3,627,493
当期変動額							
剰余金の配当							△793,475
当期純利益							1,464,670
自己株式の取得							
自己株式の消却			△199,565	△199,565			
利益剰余金から資本剰余金への振替			83,602	83,602			△83,602
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	△115,962	△115,962	-	-	587,592
当期末残高	438,750	903,593	-	903,593	59,000	1,000,000	4,215,085

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	利益剰余金合計				
当期首残高	4,686,493	△ 229,315	5,915,484	75,565	5,991,049
当期変動額					
剰余金の配当	△793,475		△793,475		△793,475
当期純利益	1,464,670		1,464,670		1,464,670
自己株式の取得		△295,892	△295,892		△295,892
自己株式の消却		199,565	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替	△83,602		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				43,572	43,572
当期変動額合計	587,592	△96,327	375,301	43,572	418,874
当期末残高	5,274,085	△325,643	6,290,785	119,138	6,409,923

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

① 商品及び製品

主に総平均法

② 仕掛品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3~34年

工具、器具及び備品 3~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

(4) 株式報酬引当金

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度による当社株式の交付に備えるため、株式報酬規程に基づき、株式の支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、翌事業年度に一括費用処理することとしております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

① 収益及び費用の計上基準

当社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、各製品・サービスにおける約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1年内に支払いを受けております。

イ. IT関連事業（システム開発事業、サポート&サービス事業）

システム開発契約においては、主に顧客との契約に基づき、ソフトウェアの受注制作及びシステム開発・導入支援を行っております。

一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約では、作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短期であり、金額に重要性がない場合は、顧客の検収時点において収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。

また、継続して役務の提供を行うサービス契約は、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を収益として認識しています。

ロ. パーキングシステム事業

パーキングシステム事業においては、主として駐輪場関連機器の販売及び駐輪場施設の管理・運営受託を行っております。

駐輪場関連機器の販売においては、顧客の検収時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

駐輪場施設の管理・運営にかかる駐輪場利用料並びに管理受託料は、顧客の利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。また、駐輪場施設の管理・運営受託の一部において、顧客に支払われる対価及び変動対価を、売上高から控除しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

<会計上の見積りに関する注記>

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 1,146,453千円

減損損失 13,604千円 (パーキングシステム事業13,604千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 (会計上の見積りに関する注記) 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

<表示方法の変更に関する注記>

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取家賃」(当事業年度8,791千円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」(当事業年度10,679千円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額		1,316,901千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	短期金銭債権	95,465千円
	短期金銭債務	187,627千円
	長期金銭債務	8,529千円

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	287,163千円
仕入高	1,856,527千円
営業取引以外の取引による取引高	73,264千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：千円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
東京都 他	駐輪場（4件）	リース資産	7,858
		工具、器具及び備品	4,003
		未経過リース料	1,742
合計			13,604

当社は、管理会計上の事業区分に基づく事業部門単位をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、パーキングシステム部門においては各駐輪場施設単位としております。

事業用資産については、当初に想定した収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（13,604千円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8.82%で割り引いて算定しております。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 当 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普通株式	619,838	92,046	500,000	211,884

(注) 1. 自己株式の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得92,000株及び単元未満株式の買取り46株によるものであります。

2. 自己株式の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	404,853千円
賞与引当金	247,214千円
リース資産減価償却費	41,416千円
資産除去債務	100,744千円
未払社会保険料	55,557千円
減損損失	22,989千円
株式報酬引当金	62,998千円
その他	119,065千円
繰延税金資産小計	1,054,839千円
評価性引当額	△149,952千円
繰延税金資産合計	904,886千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△54,786千円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△36,137千円
繰延税金負債合計	△90,923千円
繰延税金資産の純額	813,963千円

<収益認識に関する注記>

収益を理解するための基礎となる情報について連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額	792円51銭
2. 1株当たり当期純利益	179円19銭

<重要な後発事象に関する注記>

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。